

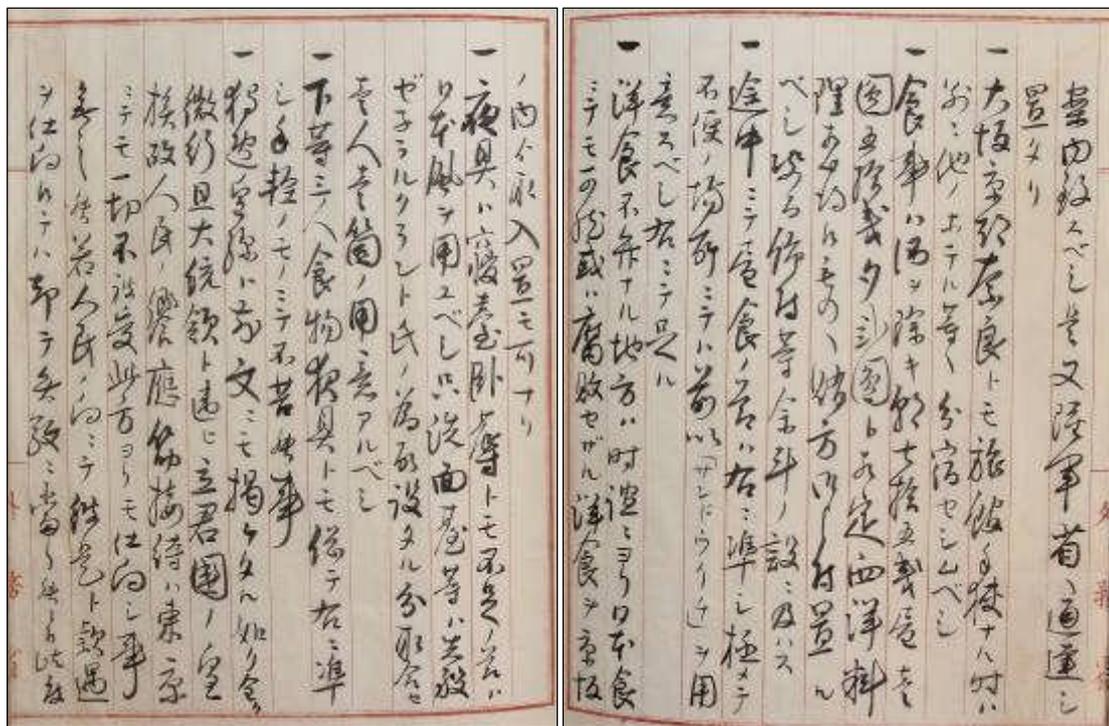
展示「外国貴賓の接待」

平成 24 年 11 月 6 日 (火) ~ 12 月 13 日 (木)

景勝地琵琶湖や多くの史跡・名勝を有する滋賀県には、明治期以来、たびたび外国皇族・王族が訪れています。滋賀県歴史的文書の中には、外国皇族・王族の来県に関する記録が多く残されており、接待の準備や遊覧コース、県内を列車で通過する際の奉送迎の様子がうかがえます。

【 】は滋賀県歴史的文書の文書番号

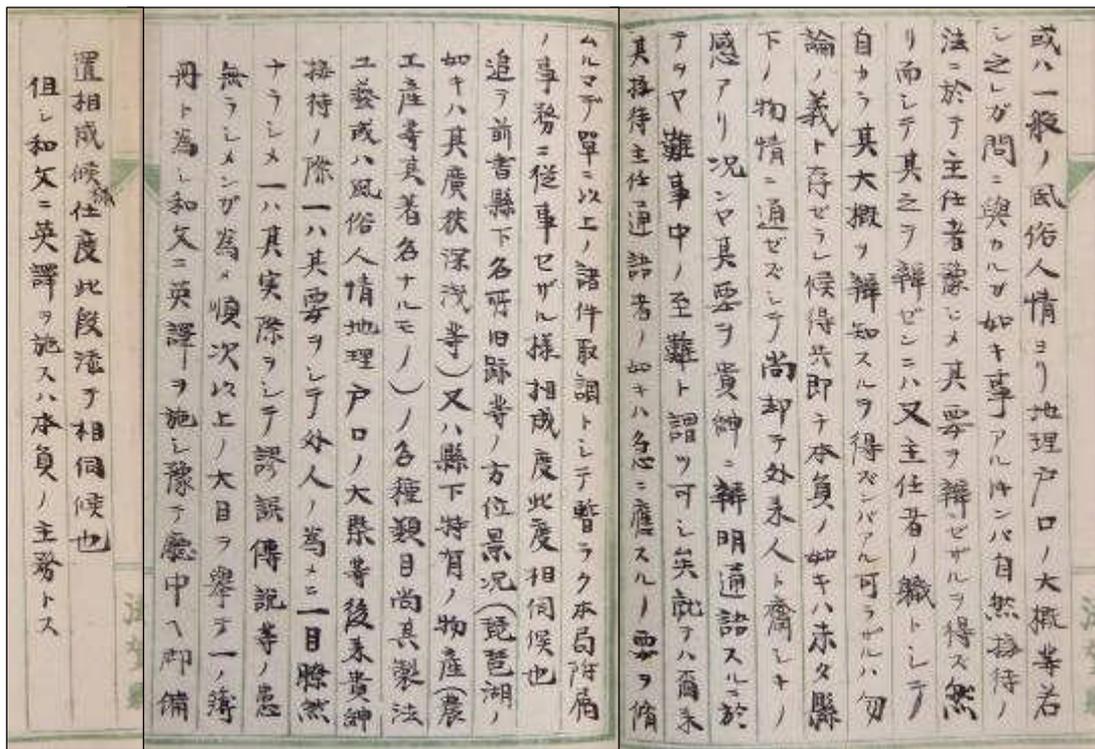
明治期の接待準備



「ドイツ皇孫遊覧の節土地案内方等の件」

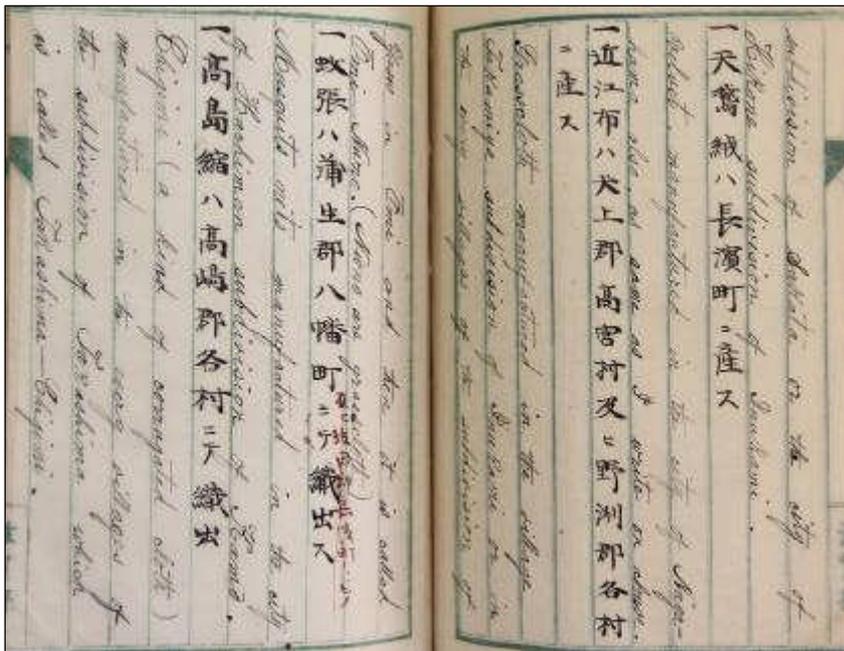
明治 12 年 (1879 年)

ドイツ皇帝ヴィルヘルム 1 世の孫ハインリッヒの来訪に際し、外務卿井上^{いのうえかおる}馨が県令籠手田^{こてだやすさだ}安定に接遇の仕方を指示した文書。食事は西洋料理の心得ある者に申し付けること、昼食が不便な場合に備え、サンドウィッチを準備しておくことなどが指示されている。また、夜具(ベッド等)が不足した場合は日本風の夜具をもって補充し、洗面台は、この直前に来県を見合わせたアメリカ前大統領グラントのために準備していたものを取り合わせて用意するようにとあり、必ずしも調度品の数量が十分ではなかった様子が窺える。 【明か 20 合本 4(1)】



「外国人接待用本県管内概記及び物産略記作成の伺」 明治13年(1880年)

県内の人口・地理・名所旧跡や特産品等の概略を一つの簿冊にまとめ、英訳を施して庁内に備え置くことを外国貴紳接待員が提案したもの。外国人を接待する際、県の物情に通じていなければ、質問を受けても通訳して説明するのは困難であると述べている。
【明か22合本2(4)】



「外国人接待用本県物産略記和英双訳」

明治13年(1880年)頃

上記の「伺」によって作成された、県内の特産品・産地などを記したもの。日本語による箇条書きのあとに英訳が続く。同じく県内の人口・戸数・地理などを記した「外国人接待用本県管内雑記 和英双訳」もある。
【明か21(21)】

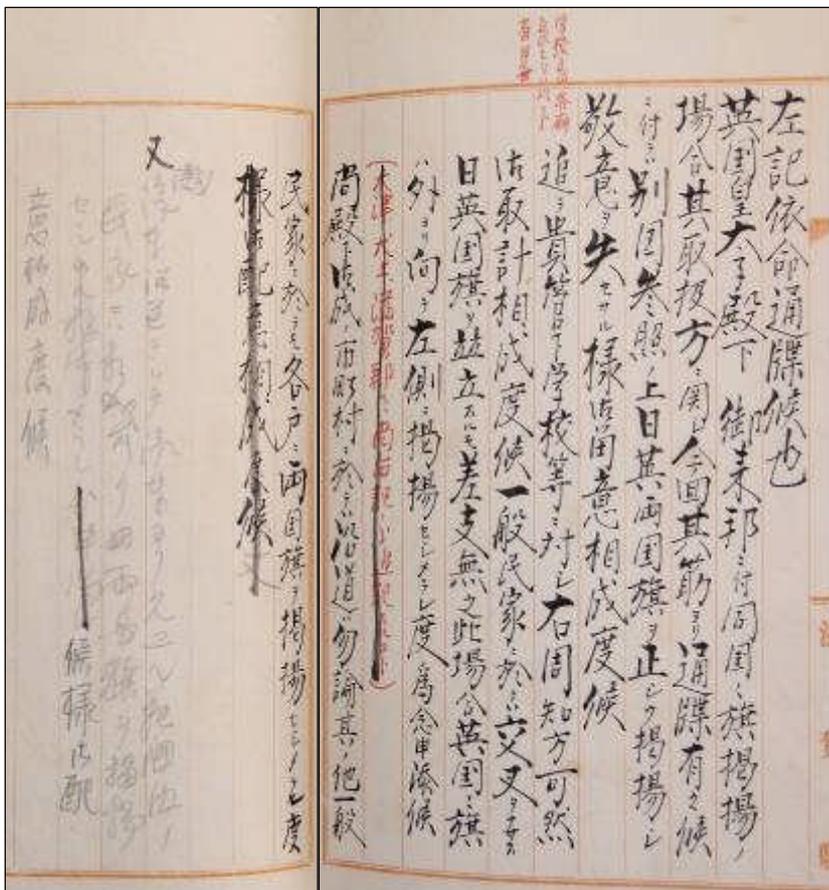
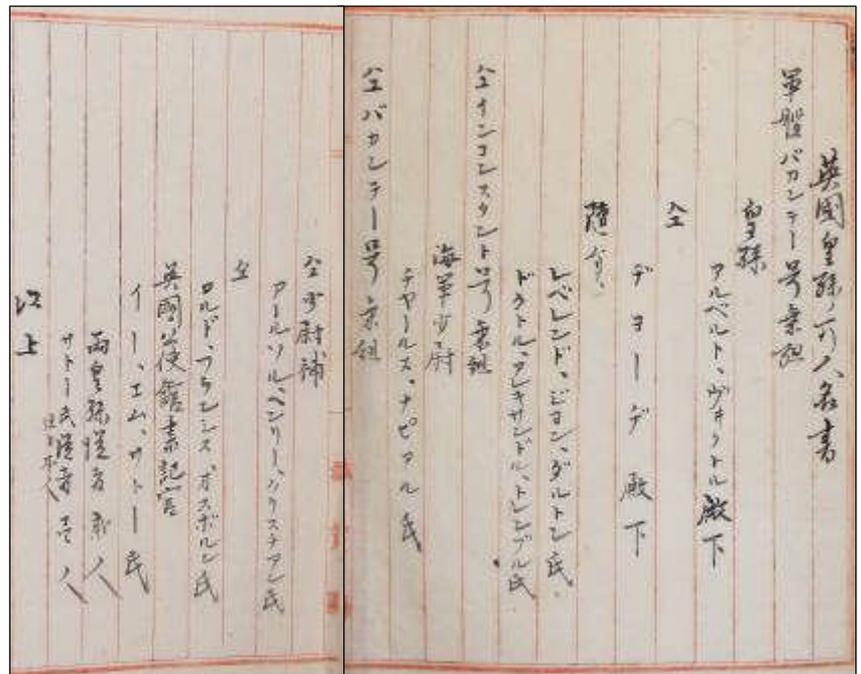
英国王族の来県

「英国皇孫一行人名書」

明治 14 年 (1881 年)

明治 14 年 11 月 8 日に来県したアルバート(クラレンス公)とジョージ(のちのジョージ 5 世)の一行のリスト。一行の中には、当時英国公使館書記官を務めていたアーネスト・サトウ(文中では「イー・エム・サトウ」)の名前も記されている。

【明か 22 合本 1 (1)】



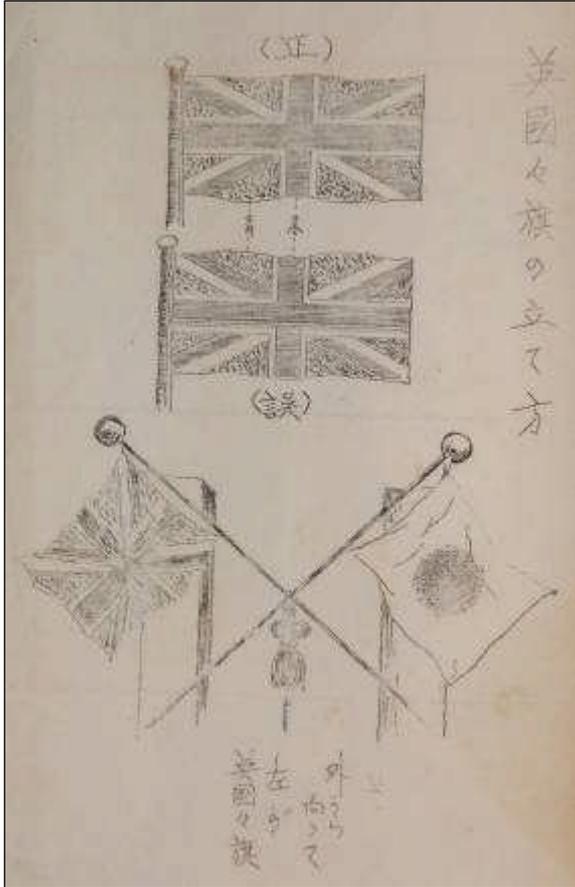
「国旗掲揚方に関する件」

大正 11 年 (1922 年)

エドワード皇太子(注)(のちのエドワード 8 世)の来日にあたり、日英両国旗を正しく掲揚するよう通達した文書。両国旗を並立する場合は、英国旗が向かって左側になるよう指示されている。皇太子が訪問する市町村の沿道や民家各戸はもちろん、末尾の鉛筆書きの部分には、東海道沿いで汽車から見える範囲の民家もなるべく両国旗を掲揚するようにと記されている。

【明お 53 合本 2 (6)】

注) イギリスの場合、君主の地位は「王」であるため正確には「王太子」とすべきだが、ここでは史料表記にしたがって「皇太子」とする。以下、ルーマニア・スウェーデンについても同じ。



「英国国旗の立て方」

大正 11 年（1922 年）

英国国旗の正しい向きと、日本国旗と交叉して掲揚する場合の立て方を図示したもの。英国に敬意を払い、向かって左側に英国国旗がくるように掲揚する。

【明お 53 合本 2（6）】

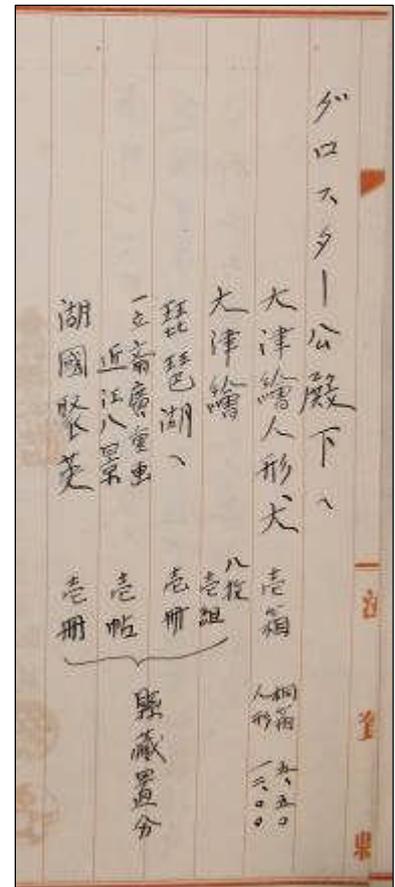


「グロスター公への御土産品」

昭和 4 年（1929 年）

グロスター公ヘンリーは、英国王ジョージ 5 世の名代として、昭和天皇へのガーター勲章贈呈のために来日した。奉呈式後は国内を観光し、滋賀県では京阪丸で琵琶湖を周遊し、長命寺（近江八幡市）・比叡山根本中堂に参詣している。右は県がグロスター公に贈った大津絵人形以下の御土産品目で、上は当時の新聞記事に掲載された大津絵人形の写真。

【明か 11 合本 2】

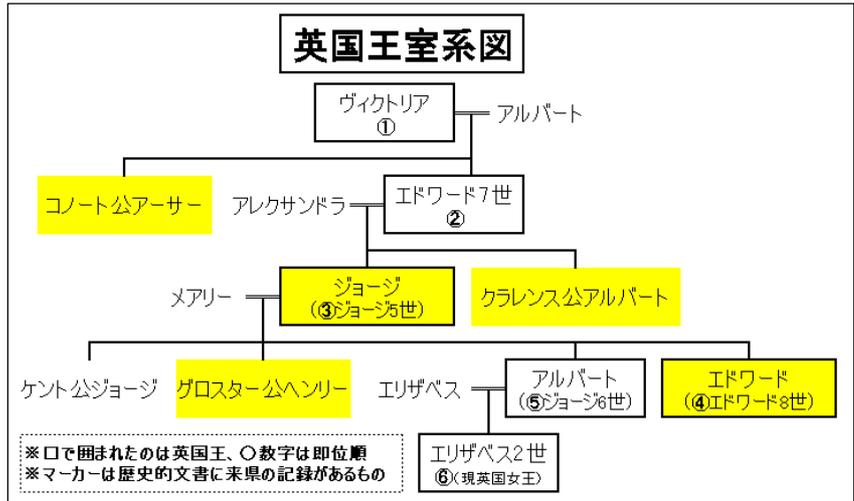




「グロスター公ヘンリーの写真」

昭和4年（1929年）

滋賀県来訪時の新聞に掲載された写真。ちなみに、滋賀県と宮内省との事前打合せの書類によれば、グロスター公は写真撮影が嫌いだったようで、無許可の撮影は慎むよう注意がなされている。【明か11合本2】



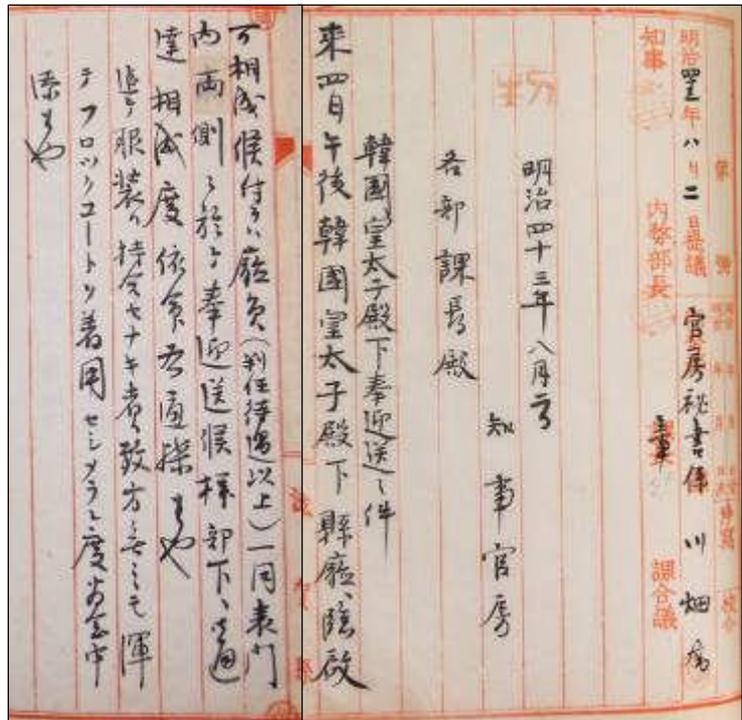
貴賓の接待と奉送迎

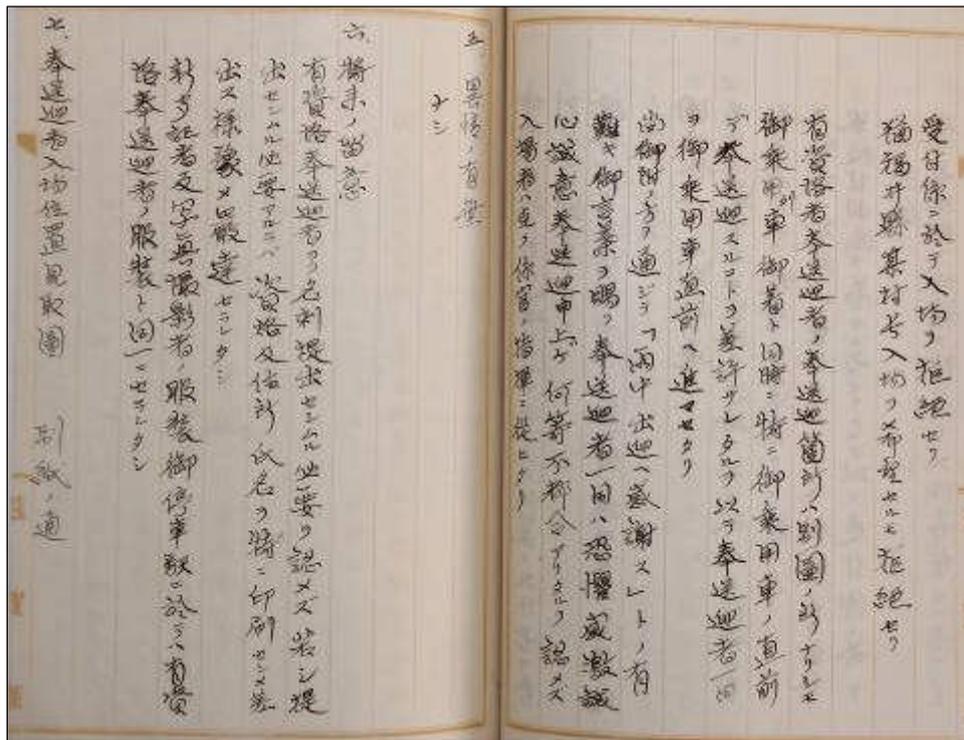
「韓国皇太子奉迎送の件」

明治43年（1910年）

大韓帝国皇太子李垕（り・ぎん / り・ウン）は滋賀県を訪れた際、県庁にも足を運んだ。皇太子が来庁する際には、庁員一同が表門内の両側に整列して迎えること、服装はなるべくフロックコートを着用することが各部課長に通達された。この他の文書では、両国国旗を交叉して掲揚し、庁内を掃除しておくことなどが指示されている。

【明か26(65)】



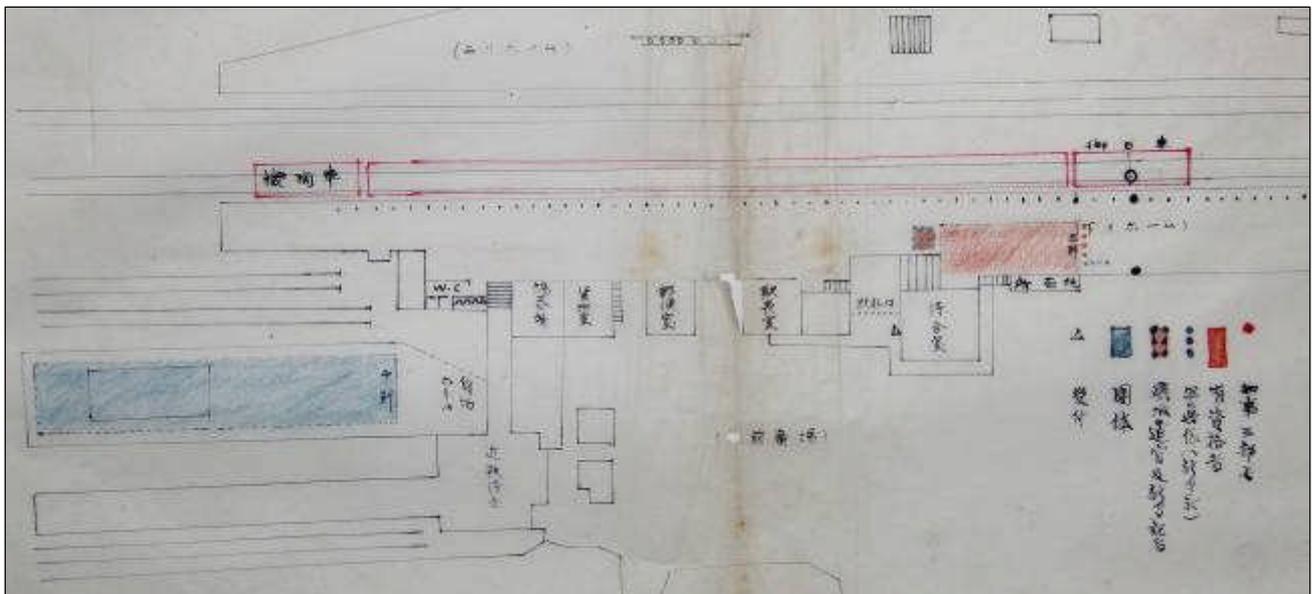


「奉送迎者取締復命書 (米原駅)」

昭和 10 年 (1935 年)

昭和 10 年 4 月に国賓として来日した満州国皇帝溥儀は、東京から京都へ向かう途上、4 月 15 日に滋賀県を通過し、米原駅では構内への入場資格を有する人びとが溥儀の列車を出迎えた。溥儀は奉送迎者を列車近くに招き、付き人を通じて「雨中出迎へ感謝ス」と謝意を伝え、奉送迎者一同は大変感激したと記されている。

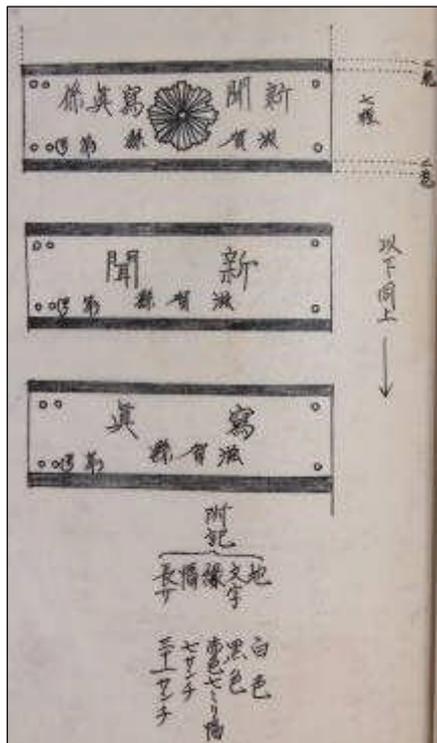
【昭か 84 (1)】



「米原駅略図」

昭和 10 年 (1935 年)

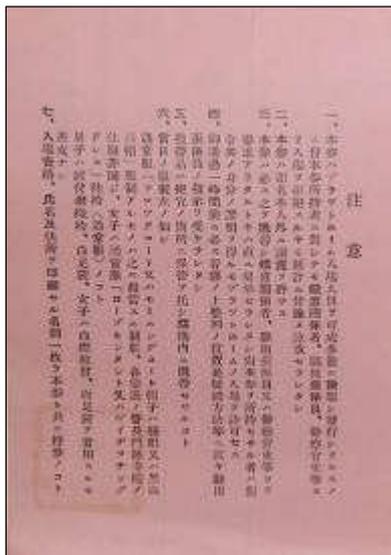
溥儀が途中停車した米原駅の略図。左側が京都方面で、溥儀の御召車は最後尾の車両。駅構内への入場者をチェックする受付をはじめ、プラットホーム内での奉送迎者、新聞記者、カメラマンなどの人員配置が色分けして示されている。 【昭か 84 (1)】



「新聞記者・写真係の腕章」

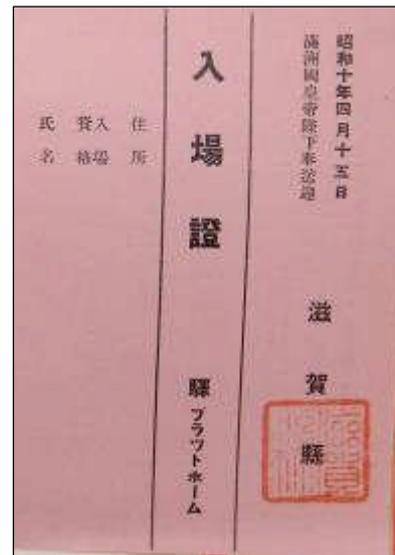
昭和10年(1935年)溥儀の奉送迎の際、新聞記者・写真係は、駅構内に入場するには「入場許可証」・「写真撮影許可証」とともに、この腕章の着用が義務づけられた。

【昭か84(2-1)】



(裏)

「駅構内への入場証」

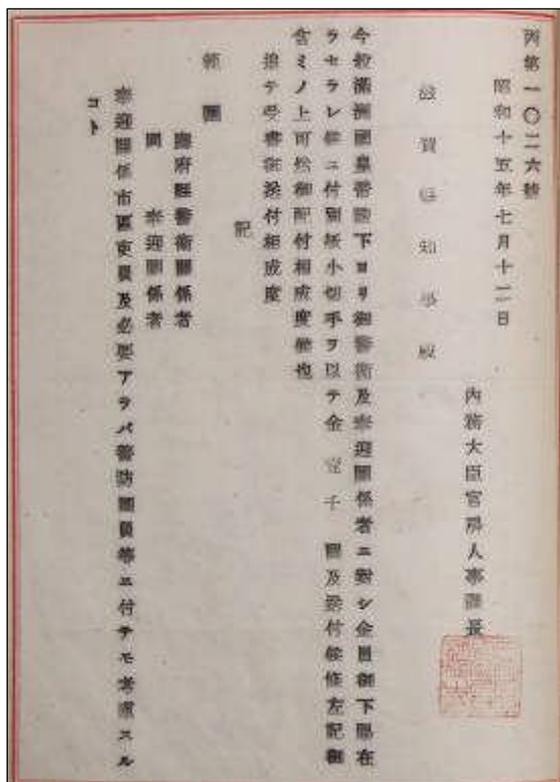


(表)

昭和10年(1935年)

溥儀の奉送迎を希望する者が、駅構内に入場するにはこの「入場証」が必要だった。裏面には、「入場証」は多めに発行しているため、当日入場が拒否される場合もあること、列車通過の1時間前には駅に来て整列の位置や敬礼方法の指示を受けること、当日の服装などの注意書きがある。

【昭か83(11)】



「満州国皇帝より下賜金送付の件通知」

昭和15年(1940年)

昭和15年、2度目の来日となる溥儀は、今回も列車で滋賀県を通過した。今回の奉送迎に際して、警護にあたった人物やその関係者、奉迎関係者には下賜金が与えられた。

【昭か85(15)】

「羅国（ルーマニア）皇太子
琵琶湖遊覧に関する事項決定
の件」

大正9年（1920年）

ルーマニア皇太子カロル（のちのカロル2世）の琵琶湖遊覧日程や、県が行う準備について、宮内省式部職から県内務部長に通知したものの。休憩所となる雄松崎（大津市南小松）に天幕・椅子・テーブルを用意すること、京都帰還の際には坂本で上陸・休憩するので、舳舟の用意と休憩場所の選定をするよう指示している。【明か24合本5(7)】

湖遊覧ノ日取ハ七月廿二日
乗船ハ白石丸
食事ハ船中ニテスルコト
但シ當方ヨリ持込ノコト
遊覧中雄松崎ニテ休憩ノ務定ニシキ天幕及椅子
テーブル等ハ貴廳ニテ用意有之度帰途坂本ニ
上陸全地ヨリ自動車ニテ京都ノ帰還ノ務定
ニシキ坂本ニテ休憩所ニ充當スル場所撰定ノ
上借上方取計相成度
尚坂本ニ上陸ノ節使用ノ舳舟モ用意有之度
一 行人員
羅國皇太子
隨員 九人
接伴員 六人
従者 四人
附屬判任官 四人

露國皇太子殿下滋賀縣御遊覧之順序
一 五月十日午前 時京都街出立後陸上天津北
管轄所ニ於テ知事兼郵部長奉迎し直ニ隨從入
大津町入口ニ松竹梅ヲ以テ作レル門松ヲ設ケ其後ロニ
竹形ノ仮門ヲ設ケ緑葉ヲ以テ之ヲ巻籠り最上段ニ三ヶ
國々旗ヲ又ハし横架材ニ色紙製經四尺ノ藥玉ヲ吊
而テ大津町氏等此門兩側ニ并列シテ奉迎スル儀アリ
御道筋ニ當ル市街ニ家海ノ紅提灯ヲ吊リ國旗ヲ掲ク
但御道筋ニ非ニテ市街ニ同様に紅提灯ヲ掲ク
一 三井寺
及遊覧會前ニテ月見堂ニ於テ西木懸之準備ヲ為ス
川守等並ニ香手等ニテ深草寺兩門前ニ御車
ヲ停メ御車前ニ御車前ニ御車前ニ御車前ニ御車前
御車前ニ御車前ニ御車前ニ御車前ニ御車前

「露国（ロシア）皇太子滋賀県御
遊覧の順序」

明治24年（1891年）

ロシア皇太子ニコライ（のちのニコライ2世）とギリシャ王子ジョージの遊覧順序を記したもの。冒頭には、大津町の入り口に門松を設け、上部にロシア・ギリシャ・日本国旗を掲揚して薬玉くすだまを吊るした仮門を設置し、この門の両側に大津町民が整列して奉迎するなど、盛大な歓迎準備の様子がうかがえる。ニコライは5月11日来県し、大津事件が起こった。

【明か23(31)】

